

電力需給緊急対策本部の開催について

平成 23 年 3 月 13 日
内閣総理大臣 決裁
平成 23 年 4 月 8 日
一部改正

1. 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力に推進するため、電力需給緊急対策本部(以下「本部」という。)を開催する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、電力供給不足への対策について優れた識見を有する者等に出席を求めることができる。

本部長	内閣官房長官
本部長代行	経済産業大臣
副本部長	節電啓発等担当大臣
本部員	国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(金融)、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣
3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は本部長が定める。